

## 山岳警備隊に関する訓令の運用について

山岳警備隊の運用については、従来、富山県警察山岳警備隊に関する訓令（昭和47年富山県警察本部訓令第5号）により運営してきたところであるが、近年、登山者の増加とそれに伴う山岳遭難事故の多発化、またその形態の多様化が著しく、このような情勢に対応するため平成2年10月1日をもって前記訓令の全部を改正し、山岳警備隊の組織上の位置付けと指揮命令系統を明確にして山岳警備隊の充実強化を図ったが、改正後の訓令の解釈及び運用は、次のとおりであるから、遺憾のないようにされたい。

なお、「富山県警察山岳警備隊に関する訓令の制定について」（昭和47年3月23日付け富ら第157号）は、これを廃止する。

### 記

#### 1 任務（第2条関係）

山岳警備隊の任務を山岳警備活動等として定義した。

- (1) 訓令第2条第1号の規定は、通常基本勤務により登山者に対する指導及び広報活動、山岳地帯における実態掌握等を行い、山岳遭難事故の未然防止活動を行うことを任務として定めたものである。
- (2) 訓令第2条第2号の規定は、山岳遭難者の救助活動等を任務として定めたものである。

なお、「救助」とは、山岳遭難者の救出、捜索、遺体収容等をいう。

- (3) 訓令第2条第3号の規定は、山岳地帯又はそれ以外の場所において山岳警備隊の能力を活用して実施する警察本部長（以下「本部長」という。）の特命事項を任務として定めたものである。

#### 2 組織（第3条関係）

##### (1) 隊員

山岳警備隊の活動の特殊性に鑑み、隊員の選定基準は、おおむね次のとおりとし、地域部山岳安全課（以下「山岳安全課」という）以外の所属に属する警察職員を隊員として選定する場合は、当該警察職員に山岳安全課の兼務を命じ隊員として運用するものとする。

ア 意志強固で強健な者

イ 山岳に関する高度な知識技能を有する者

ウ 訓練により山岳に関する知識技能を修得する能力の高い者

##### (2) 指導官

隊員のほかに、指導官の設置とその任務を定めたものであり、指導官は、警察職員か否かを問わず、山岳に関する知識、技術等に優れた者をもって充てることができる。

なお、指導官は、隊長を補佐するものとする。

##### (3) 隊編成

山岳警備隊の編成については、3個小隊6個分隊とした。

これは、山岳警備活動等を迅速的確に実施するため、活動の単位となる1テントを1個分隊として各テントに分隊長を置き、先発隊とサポート隊の2個分隊をもって1個小隊として行動することを原則とするものである。

特に、冬山における遭難救助活動を行うため必要な部隊を出動させる場合において、

小隊単位で救助隊を編成し、各分隊ごとに任務付与を行い、各テントごとに機動的な行動力を確保しようとするものである。

### 3 活動の拠点（第4条関係）

山岳警備隊の通常の活動の拠点を、山岳地帯に設置する警備派出所（季節的に設置する臨時警備派出所を含む。）とした。

### 4 隊長の責務（第5条関係）

隊長は、山岳警備隊の運営について、次の責めに任ずるものである。

- (1) 山岳警備隊の総合運用に関する企画及び調整
- (2) 隊員の指揮及び監督
- (3) 隊員に対する教養訓練
- (4) 山岳警備活動等の指導
- (5) 山岳警備隊に属する装備資器材の管理及び運用
- (6) 富山県警察山岳警備協力隊等民間救助団体等との連絡調整
- (7) その他山岳安全課長が命ずる事項

### 5 隊員の心得（第6条関係）

- (1) 隊員は、山岳警備活動等を行うに当たっては、市民応接に配慮するとともに、装備、服装等についても、一般の登山者の模範となるように努めなければならない。
- (2) 隊員は、山岳警備活動等には常に危険が伴うことを認識し、登山行動の原則に従って活動しなければならない。
- (3) 隊員は、装備資器材の適切な使用方法を修得するとともに、新たな装備等の研究開発に努めなければならない。

### 6 出動（第9条関係）

- (1) 警察署長が山岳警備隊の応援を求める手続を定めたものである。  
応援要請は、原則として山岳警備隊応援派遣要請書（様式第1号）を提出して行うこととする。ただし、山岳遭難事故発生時等において緊急に出動を要請する場合は、電話等による要請を先に行い、要請書は事後に送付することができる。
- (2) 訓令第9条第1号中の「重点活動」とは、春の連休時に実施する春山警備、7・8月の行楽シーズンに実施する夏山警備等季節的な実情等に応じて重点を設けて行う山岳警備活動等をいう。

### 7 本部長指揮事案（第10条関係）

警察署長の応援要請の有無にかかわらず、本部長が山岳警備隊の出動を命じ、直接これを指揮する事案を定めたものである。

これは、多数遭難、大規模遭難その他隊員の安全の確保と効率的な救助活動の遂行を図るため本部長の指揮の下組織的な救助活動を行う必要のある事案の発生を想定したものである。

これらの事案の発生に際しては、警察本部に「県遭難対策本部」を、警察署に県遭難対策本部に準じて「現地遭難対策本部」をそれぞれ設置するなど相互に連携を図り、効率的な救助活動を行うものとする。

### 8 教養訓練（第11条関係）

- (1) 山岳警備隊員に対する教養訓練は、山岳安全課長が計画を策定し、これに基づき隊

長が実施することとする。

- (2) 長期合宿訓練は、原則として、夏山遭難者救助訓練、秋山遭難者救助訓練及び積雪期遭難者救助訓練の年3回とし、1回の訓練期間はおおむね10日間とし、別に予備日を3日以上付するものとする。
- (3) 短期訓練は、年6回程度実施し、1回の訓練期間はおおむね5日以内とする。
- (4) 教養については、必要に応じて山岳安全課長が隊員を招集して実施するものとする。
- (5) 隊員の配置を受けている所属長等において配置隊員の山岳警備活動等の能力を把握する必要があるため、山岳安全課長は訓練の都度、その訓練内容を関係所属長に通報することとする。

## 9 細則

- (1) 山岳警備隊の活動の拠点となる警備派出所を管轄する警察署長は、当該警備派出所における勤務要領等必要な細部事項について、別に定めるものとする。
- (2) 山岳安全課に備え付ける簿冊の様式は、次のとおりとする。
  - ア 山岳警備隊員名簿 様式第2号
  - イ 山岳遭難発生記録 様式第3号
  - ウ 備品台帳 様式第4号
  - エ 教養訓練簿 様式第5号
- (3) 警備派出所等には、勤務日誌(様式第6号)を備え付けるものとする。
- (4) 警察署長は、その管轄区域内において山岳遭難事故が発生したときは、速やかに、山岳遭難発生報告書(様式第7号)により、山岳安全課長を経て本部長に報告するものとする。